

標題 : 看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針(案)に係るパブリックコメントへの取り組みについて

発信番号 : 自治労情報2023第0139号

発信日付 : 2023年8月7日

宛先(団体) :

宛先 : 各県本部委員長様

送信者(団体): 全日本自治団体労働組合

送信者 : 中央執行委員長 川本 淳

連日のご健闘に敬意を表します。

さて、厚生労働省では、今般のコロナ禍、看護ニーズの多様化、医療提供体制の見直しの状況等を踏まえ、看護人材確保法に定められる「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」の改定に着手し、改定案に対するパブリックコメントを募集しております。

自治労・衛生医療評議会は、この間の新型コロナウイルス感染症の流行における経験を踏まえ、看護師等の処遇の改善、資質の向上、働き続けられる環境整備にむけた課題を添付の通りまとめ、意見として提出いたしました。

本パブリックコメントの意見募集期間が非常に短い設定となっているため、一律で各県本部・単組へ同様の取り組みをお願いすることは見送りますが、対応が可能な県本部・単組におかれましては、本部が提出した意見書を参考に取り組みを進めていただきますようお願いいたします。

記

1. 添付資料

(1) 厚生労働省資料

①意見募集要項

②看護師等の確保を推進するための措置に関する基本的な指針(案)

③看護師等確保基本指針改定のポイント(案)(第2回看護師等確保基本指針検討部会資料)

(2) 自治労本部作成資料

・衛生医療評議会_看護師等確保基本指針改定案_意見書

2. パブリックコメント募集期間

2023年8月2日(水)～10日(木)必着

3. 意見の提出方法

衛生医療評議会作成の意見書を使用する場合は、文字数が2000字を超過しているため、(2)の郵送での提出となります。

郵送の場合、8月10日が必着となりますので、ご注意ください。

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合(文字数2000字以内)

「パブリック・コメント:意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領(提出先を含む)」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント:意見入力」より提出を行ってください。

(2) 郵送する場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局看護課宛て

詳細については募集要項および電子政府の総合窓口(e-gov)からご確認いただけます。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495230116&Mode=0>

4. お問い合わせ先

本件に関するお問い合わせは、自治労本部・衛生医療評議会(担当:平山・前田) TEL:03-3263-0622
までご連絡ください。

添付ファイル :

意見募集要項.pdf

看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針(案).pdf

看護師等確保基本指針改定のポイント(案).pdf

衛生医療評議会_看護師等確保基本指針改定案_意見書.docx